

國家歷史研究的新方法

永井隆之*

中文摘要

國家的起源悠久，歷史漫長。一個遭遇困難能夠絕處逢生，擁有強韌生命力的國家，集結了國家中的人民，成為「現在」的代名詞。因此，探究國家的原初架構及其發展歷程，對歷史研究來說格具意義。

本研究以國民意識所組成的近代國家此一「想像之共同體」為論文構成之基礎與研究方法，著重探討構成近代共同體之「想像」因子。檢討現代承繼自近代「想像共同體」之概念，以精神方面為支柱探究國家的原初架構及其發展歷程。本文特別針對「想像共同體」構成之時，做為重要關鍵之「聖物」(神與王)的機能做深入探討。

本研究主要是參考從人・神・王之相互關係來探討國家發展歷程的「依存理論」。以「依存理論」為軸心，進一步解析「現在」，透過新的核心價值來探討「國家歷史研究」。

關鍵字： 國家 人 神 王 神聖的利益共同體

* 国立政治大学日本語文学科助理教授

A new research way for history of a state

Nagai Ryuji*

Abstract

State exists with a long history, which has been originated from ancient periods. The long-existing state bearing strong tenacity captures people, and then becomes the pronoun of “now”. Therefore, finding and researching the early frame and the developing progress of a state is significant to history research. Researching “Community of Imagination” composed of the spirits of people in modern times is the main studying method and basis of this article. It focuses on investigating the “Imagination” components of modern and ancient nations. By using spirit as a main way to review the concepts of “Community of Imagination” at present days inheriting from the one in modern times, this research makes a thorough investigation on the very beginning structure and the developing progress of a state. This article especially aims at probing into the functions of “Halidom” (i.e. God and King), which act as crucial things when “Community of Imagination” is constituted. This research mainly considers the relationship among humans, god, and king to study the “Rely-Existing Theory” during developing progress of a state. In this research, this “Rely-Existing Theory” is focused and based to explain “now”, and this is a new way to study the research on history of state.

Key word: State, Humans, God, King, Community of hallowed benefits

* Assistant Professor, National Chengchi University Department of Japanese

国家をめぐる歴史研究の新たな試み

永井 隆之*

要旨

国家の起源は古く、その歴史は長い。滅びそうで滅びない強靱な生命力を有する国家は、人々を捕捉する「現在あるもの」の代表格であるといえる。よって、国家の成り立ちに遡り、その根本的な仕組みと現代に至る展開過程を究明することは歴史研究として意義のあることと思われる。

本研究は、近代国家におけるネイションという「想像の政治共同体」を構成する資源として、前近代の共同体を支える「想像」的要素に注目し、近代の「想像の政治共同体」に継承されたものを検討することを通じて、国家を精神的に支える根本的な仕組みとその展開過程を探るという方法をとる。特に、「想像の政治共同体」を構成する際に重要な位置を占める「聖なるもの」（神や王）の機能について検討する。

この検討に際し、参考となるのは、人・神・王の相関関係から国家の成り立ちと展開過程を探る「依存理論」である。本研究では、この「依存理論」を導きの糸として、「現在あるもの」を意識した、新たな「国家の語り方」を示したい。

キーワード：国家 人 神 王 聖なる利益共同体

* 国立政治大学日本語文学科助理教授

国家をめぐる歴史研究の新たな試み

永井 隆之

1. はじめに

現在の国際社会においては、グローバル化によって国家の役割が相対化され、無化されていく流れが強くなっているといわれる。だが一方で、例えば、日本では「失われた十年」の過程で生み出された「格差社会」の到来や2001年9月11日のアメリカ同時多発テロに代表される国際テロの発生などを受けて、再び国家を意識する言説が多くなってきているのも事実である。これは、政治や経済のグローバル化が進行し、その脅威にさらされることによって、かえって国家の枠組みが顕在化する場合があることを示している。そもそも国家はその領域内において高次の統治権・主権を有する組織であり、国際秩序を担う公的単位でもある。危機に際して人々があるべき国家を求め、これに対する帰属意識を高めていくのはけだし当然の成り行きといえよう。

国家の起源は古く、その歴史は長い。滅びそうで滅びない強靱な国家という組織体を、人々を捕捉する「今あるもの」の代表格としてとらえ、現代の国家のあり方について、その成り立ちに遡り、その根本的な仕組みと現代に至る展開過程を究明することは意義のあることと思われる。

ただし、国家の始原から現代までの共通の原理とその展開過程を探るといっても、近代の国家と前近代のそれとではその制度のあり方や形態などが当然異なっており、単純な比較は許されない。特に、国民の帰属のあり様—その人々の結集の形・ネイション(国民・国民共同体)—については、これを近代において、主権を有する「想像の政治共同体」〔B. アン

ダーソン 1997] とする国家像が示されて以降、前近代と近代の断絶を前提とする議論が主流となっている。

そこで本研究では、近代国家におけるネイションという「想像の政治共同体」を構成する資源として、前近代の共同体を支える「想像」に注目し、近代の「想像の政治共同体」に継承されたもの(変わらないもの)を検討することを通じて、国家を精神的に支える根本的な仕組みとその展開過程を探るという方法をとりたい。この国家という政治共同体の「想像」を探る素材は、国家について語られ、その内容が長く読み継がれたテキストということになる。本研究では、テキストに表された、国家にかかわる「想像」の中で、共同体を構成する際に重要な位置を占める「聖なるもの」(神や王)の機能について検討しようと思う。この検討に際し、参考となるのは、日本の歴史学の場合、「天皇制」に代表される政治制度の諸概念を、前近代に遡って検討した研究である[坂本 1995 など]。特に近年は、人類史と文献史学を融合した方法論を用いて、人・神・王の相関関係から国家の成り立ちと展開過程を探る、小路田泰直氏の「依存理論」[小路田 2007、2009、2011]が登場している。本研究では、この「依存理論」を導きの糸として、「今あるもの」を意識した、新たな「国家の語り方」を試みたい。¹

2. 「依存理論」の概要と課題

「依存理論」の概要を述べると以下のようなになる(引用は参考文献に掲げた小路田氏の諸論考による)。

2. 1. 「依存理論」の概要

(1) 神話・古典を資料とした人類学の構築 「我々現生人類

¹ 本研究は、2012年6月に開催された国立政治大学日本語文学系主催『日本語教育と日本研究の位置づけと展望』にて報告した内容に基づいている。

の人としての完成が、ほぼ五万年前から三万年前ごろにあったとして、文字史料を扱う歴史学に、その出来事を直接分析する方法はない。その分析は一般的に人類学や考古学の課題ということになる」。しかし、「個体発生が系統発生を記憶しているように、言語を自由に操れるようになった人間は、自らの出自をどこかで言葉として記憶しているという仮説」に成り立てば、「様々な社会が宿している神話と呼ばれる歴史を分析することによって、人類発生の出来事を類推することは可能になる」。

(2) 「依存理論」の提唱 多くの古典（聖書、古事記、史記、「ブッタのことば」など）が語る人は、「意志決定」をおこなう「善悪判断」や「行為規範の形成を自ら行い生きる力」を持ちながら、「自らを滅亡に導いてしまうほどの深刻な誤り」を避けるために、人に依存（服従）する存在であった。他人の指示に従って生きることを本質とする存在であった。だから、人は如何なる人も、その外に無限の、しかもランダムな依存の系を発展させる。依存される者も、また他者に依存しなくてはならないからである／この依存の系は巨大な脳間ネットワークを生み出す。それをヘーゲルは「精神世界」と名付け、マルクスは「法則」と名付けた。人が自らの情報処理能力を高めるのに、個々人の脳を、危険をおかして肥大化させなくても済む環境を生み出した。／人の依存は個性差を媒介にした相互依存に発展する。分業を生み、文明を形成する。さらには、その中で誰しも他者の命令をあたかも自己意志のごとく受け入れなくてはならないから、言葉を生む。／人が一見、私利私欲に満ちた存在であり、反公共的にみえる一欲望にとらわれ理性に反する一のも、この人の依存性から説明できる。基本的な善悪判断を他者に委ねるから、自己抑制的になることなく、人は私利私欲を逞しくすることができる。／依存の系はそれが密集する（中枢）「都市」を生み出す。そ

これは「比喩的に言えば、神経系が密集する脳のごとき空間」である。

(3) 王の誕生 神の王から人・霊の王へ ただしその依存の系は、断定的に判断を下す誰かによってどこかで断ち切られなければ、無限にひろがり続け、社会としてのまとまりをつくらない。そこで人は、その依存の系を最終的に断ち切るために、「社会に命ずる主体として的人格性を与え、命令を言語化させ」ようとする。そして自らとは相当離れたところに彼岸世界を構想することで、神を発見し、その神に社会に命じる主体としての地位(王の地位)を与える。／ただし同時に、神は所詮その依存の系を断ち切る現実的意思(言葉)を持ち合わせえない存在であることも発見する。それは、神が言葉を持たない、従って誰かに代理されなければ発話できない—それが起こす奇跡さえ誰かに代理されなければ発話できない—存在だからである。／では、その矛盾する発見の帰結は。それは、一旦構想した神の意思を媒介に—例えば精霊がキリストに宿り、死という絶対的限界を乗り越えて復活を遂げたという具合に—、特定の人を神同様の絶対的な存在として聖別し、彼もしくは彼女の意思をもって依存の系を断ち切る方法の発明となって表れた。つまり、神が王の座から転落したとき、人は次にカリスマの霊をもって王にあてたのである。これまで、二千年以上にわたって人が、社会の最上位に釈迦やキリストや孔子の霊を据えてきた事実が、そのことを示唆してくれている。／カリスマの霊を生み出す方法は、カリスマの出現とその悲劇の死であり、その言動を文字等で記録し、その記録されたカリスマの言動をひたすら墨守する教団や王族を累代に生み出すことであった。カリスマの霊を生み出す方法はマックス・ヴェーバーの支配の諸類型に対応する。

(4) 人・霊の王の限界と近代民主主義の成立 王を生み出すのに、亡きカリスマの記憶＝霊に頼るのには、限界があっ

た。カリスマの靈には時間の経過とともに有効性を喪失していく賞味期限切れの問題がかならずつきまとうからであった。釈迦の靈も効果を失う末法思想がその代表例である。／したがってカリスマの靈をもって王にあてる限り、時として王の不在する時間帯、空間が発生するおそれがある。依存の糸が、何ら人格化されることなく、無秩序に人々にのしかかることがあった。例えば封建制下のヨーロッパにおいてそうであったように。「西欧中世都市自治の成立の背景」を、マックス・ヴェーバーは封建化による王の不在と、私利私欲なるがゆえに人々の持ち出す「支配権に対する膨大な数に上る要求権」との間に生まれる「無政府状態」が、その形成の原因だったと述べている。「靈の劣化、王の不在こそ、自治形成の原点」になったことがわかる。／その時はじめて、人はやむを得ざる結果として、社会を意識的に契約によってつくり始めるのである。ただし、それは、本来、社会に対しては依存するだけで、自ら主体的にかかわろうとしない人が、あえて則を越えて、王の如き振る舞いをすることを意味した。したがってその振る舞いは、統治を代行してくれる誰かが再び登場すれば、たちまち挫折し、消滅してしまう。西欧中世自治都市が絶対王政の中に解消していったように、である。／しかし、歴史はやがて、繰り返される靈の賞味期限切れ、それに伴う革命や内乱に耐えきれなくなり、いったん生まれた自治を永続させるようになる。それが近代への移行であった。だから近代は、民主主義の時代となったのである。

(5) 民主主義の矛盾とその克服 しかし、だからこそ近代民主主義には、実は深刻な矛盾があった。それは『社会契約論』のルソーが述べた如く「ほっておいても、つねに幸福を欲する。しかし、ほっておいても…つねに幸福がわかるとはかぎらない」「人民」に王の意思＝「一般意思」の形成を委ねることからくる、矛盾であった。／では近代は、その矛盾をどう

解消し、民主主義を定着させていったのか。ルソーは「立法者」がいなければ、啓蒙されざる「人民」を啓蒙し、「一般意思」を形成させることは困難だというのが、それをひっくり返せば、啓蒙されざる「人民」が、その依存心のゆえに、投票によって「立法者」を選出し、彼に身も心も委ねてしまえば「立法者」が人々を啓蒙したのと全く同じ結果が得られることになる。それは、「代表と人々との関係を指導者と追随者の関係に陶冶し、指導者民主主義を実現する」ことであった。だから近代民主主義は、政党政治や大統領制を好み、直接民主制を嫌ったのである。

(6) 歴史を貫く人類社会の特質 社会とは、人の自律性を基礎とした「社会契約論的社会であることが、社会の最も自然な姿であるかのような錯覚に陥る」が実はそうではなく、人の他者依存性を基礎としていたのである。それは三万年前から五万年前にはじまり、現在も変わっていない。

2. 2 「依存理論」の成果と課題

これら概要から窺えるように、「依存理論」は人類の発展や国家の枠を越えた世界の成り立ちを説明する壮大なスケールを有する魅力的な学説である。

本研究ではここに示した「依存理論」の内容を子細にわたり検討する余裕はない。そこで検討するポイントを絞るために、「依存理論」の骨子を次に示したい。

①人間の本质は、原始から現代まで、善悪判断や意思決定を行わず「他者依存的」なところにある。社会契約論的ではない。②人類は発生すると同時に他者依存の連鎖たる「依存の系」を無限に広げ、分業・文明・言語・都市を生み出した。③人が欲望にとらわれ理性に反するのも、基本的な善悪判断を他者に委ねるから。自己抑制的になることなく、人は私利私欲を逞しくすることができる。④「依存の系」に社会としてのまとまりを与えるため、誰にも依存しない命令者たる王

を生み出した。⑤最初、彼岸世界の神が王となったが、神は言葉を持たない、従って誰かに代理されなければ発話できない存在。そこで神に代えて、死を乗り越えることで神同様の存在となったカリスマー例えばキリストーの霊をもって王とした。この霊の力を守り、受け継ぐために教団や王族が生まれた。⑥しかしカリスマの霊には時間の経過とともにその有効性が喪失していくという弱点があった。⑦それを克服しようとしたのが契約論的に社会をつくろうとした中世都市の自治や近代民主主義であった。だがそこには他者依存的な人々を王のようにするという矛盾が存在した。前者は絶対王政の中に消え、後者は革命を回避すべく、人々を「立法者」に依存させる間接民主主義（指導者民主主義）に転化した。

このように整理した上で、「依存理論」に対して次のような疑問とそれに基づく仮説を示したい。

先の①について。もし人の本質が他者依存性にあるならば、私たちにそれに逆らおうとする気持ちがなくならないのはなぜか。言い換えると、人が他者依存的であるべきだとして、必ずしもそうではない部分があるのはなぜか。④については、確かにその通りだが、人々が神に服従するのは（言い換えれば、神の法を守るのは）、自然なことではなく、それに値する利益が神から人々に示されているからではないか。⑤について。神から人・霊の王への移行は、その利益にかかわるものではないか。②について。そのように仮定すると「依存の系」は、利益を生み出す最大単位としての「民族」や「国家」の枠の中で、ある種の社会契約的なまとまりをもつのではないか。そして、依存が人の選択という形をとる限り、常に人によって壊される運命を有しているのではないか。

かかる疑問と仮説を踏まえ、本研究では、「依存理論」で引用される『聖書』〔旧約聖書翻訳委員会編 2004、新約聖書翻訳委員会編 2004〕の諸章を検討する。そしてそこで得られた

検討結果の妥当性をはかるべく、日本の神話との比較を行う。

3. 『聖書』における人・神・王

3. 1. 人の本質とは —他者に依存すべき不信心者—

『創世記』2章では、神が世界を作り、人を作ったとする。²それ故、神の被創造物である人は、同3章にて神から「善悪の木」の実を食べるなど命じられたように、善悪の判断を自ら行うことをしてはならず、神に依存しなければならないとされた。だが、実際に作られた人は、神がいなくなった途端に蛇に唆されて実を食べてしまったように、神に依存しきれずに自らの判断に基づき利を求める存在であり、都合のよい時だけ神を必要とする不信心な存在であった。³少なくとも、

²神ヤハウエは大地の塵をもって人を形造り、その鼻にいのちの息を吹き入れた。そこで人は生きるものとなった。神ヤハウエは東方エデンに園をひらいて、そこに自ら形造った人を据えた。神ヤハウエは大地から、見ばえよく食べ物に適するあらゆる木を、また園の中央には生命の木と善悪を知る木とを、生えさせた。(中略)神ヤハウエは人を連れて行き、エデンの園に据えた。これに仕え、これを守るためである。神ヤハウエは人に命じて、言った、「あなたは園のどの木からも取って食べてよいが、善悪を知る木、これから取って食べてはならない。これから取って食べる日、あなたは必ずや死ぬであろう」。

³(前略)神ヤハウエが造った野のあらゆる獣のなかで、蛇が最も賢かった。蛇は妻に言った、「園のどの木からも取って食べてならない、などと神がおっしゃったとは」。妻が蛇に言った、「私たちは園のどの木の実でも食べてよいのです。ただ園の中央にある木の実からは食べてはならない、これに触れてもならない、死ぬといけないから、と神はいわれました」。蛇は妻に言った、「けっして死ぬことはないよ。実はね、あなたがそれを食べる日、あなたがたの目が開いて、あなたがたが神のように善悪を知るようになる、と神は知っておいでなのですよ」。妻が見ると、その木はいかにもおいしそうで、目の欲を誘っていた。その木はまた聡明にしてくれそうであった。そこで、彼女はその実を取って食べ、彼女と共にいた夫にも与えた。彼も食べた。すると二人の目が開かれ、彼らは自分たちが裸であることを知った。彼らはイチジクの葉をつなぎ合わせて、自分たちで腰帯を造った。彼らは、その日の風のころ、園を往き来する神ヤハウエの音を聞いた。人とその妻は園の木々の間に身を隠した。神ヤハウエは、人に呼びかけて言った、「あなたはどこにいるのか」。彼は言った、「園であなたの音を聞き、自分が裸なので、おそれて、隠れたのです」。そこで神ヤハウエは言った、「あなたが裸であると、誰があなたに告げたのか。わたしが取って食べることを禁じた木から取って食べたのか」。人は言った、「あなたが私にと与えて下さった妻がその木から取って私に与えたので、私は食べました」。神ヤハウエは妻に言った、「あなたは何ということをしたのか」。彼女は言った、「蛇が私を欺いたのです。私はそれで食べま

「依存理論」にて『創世記』の同一箇所を用いて示されたような、「意志決定」をおこなう善悪判断の力を持ちながら、それを捨てて、人（ここでは神）に依存（服従）するという存在ではなかった。

3. 2. 「依存の系」とは —社会契約的な利益共同体—

それでも人が誰かに依存する（「依存の系」を作る）時とは、『創世記』11章バベルの塔の物語⁴に「さあ、全地の面に散ることがないように、われら自ら都市と頂きが天に届く塔とを建て、われら自ら名を為そう」とあるように、利を他の人々と共有し、その利を得るために、互いに善悪の判断を意識的に抑制し、協力する（依存する）共同体(利益共同体)を作る時であった。

この共同体は人々の共有する利を全体で獲得するという条件で作られた時間的空間的な限界を伴う社会契約的なものであり、それ故に、これに対する不信が高まり、その契約の意味自体がなくなる事態が生ずれば、直ちに壊れてしまう脆弱性を有していたことが想定される。

バベルの塔の物語においては、この脆弱性は、神が「彼ら（人）がなそうと企てることで彼ら（人）に及ばないことは

した」。(中略)(神は)そして人に言った、「あなたはあなたの妻の声に聞き従い、食べるな、とわたしが命じた木から取って食べた。大地はあなたのゆえに呪われるものとなった。」

⁴全地が一つの言語、同じ言葉であった時のこと、彼らは東から移動して、シニアルの地に平地を見つけ、そこに住み着いた。彼らは互いに言った、「さあ、われらは煉瓦を作り、焼き上げよう」。彼らは石に代わり煉瓦を、漆喰に代わりアスファルトを得た。また言った「さあ、全地の面に散ることがないように、われら自ら都市と頂きが天に届く塔とを建て、われら自ら名を為そう」。ヤハウエは降りて行き、人の子らが建てた都市と塔とを見た。ヤハウエは言った、「みよ、彼らは皆一つの民、一つの言語である。そして、彼らのなし始めたことがこれなのだ。いまや、彼らがなそうと企てることで彼らに及ばないことは何もないであろう。さあ、われらは降りて行き、そこで、彼らの言語を混乱させてしまおう。そうすれば、彼らは互いの言語を聞き取れなくなるだろう」。こうして、ヤハウエは彼らを全地の面に散らした。彼らはその都市を建てることを止めた。それゆえ、その名をバベルとよぶ。ヤハウエがそこで全地を混乱させたからである。ヤハウエは、そこから彼らを全地の面に散らした。」

何もないであろう」と述べ、都市と塔の建設を恐れて、人々の言葉を通じなくすることで共同体を解散させたように、人々の中心に神が存在していないことに求められている。ここに、利益共同体を作る契約というものが、他者依存すべき不信心者たる人同士ではなく、人が依存すべき神と人との間で結ばれなければならないという教訓が示されている。また、バベルの塔の例において、神が人々の言葉を通じなくしたように、利益共同体とは、「皆一つの民、一つの言語」を有する集団（民族）であるという認識を有していたことも窺える。これは、聖書においては、依存の系が言語を共有する人々を越えて無限に広がり続ける性質のものと見なされていないことを表している。

3. 3 聖なる利益共同体の誕生

共同体の脆弱性を乗り越えようとしたのが、イスラエルの人々だった。神がエジプトにて苦難にあえぐイスラエル人を神の子として選び、自らがその中心となることで、神に守られた強力な利益共同体を誕生させたのである。具体的には、『出エジプト記』3章にあるように、⁵神がイスラエル人に共同体とその利の獲得(乳と蜜流れる地たるカナンに国を創ること)に正統性を付与し、その利の獲得が維持されていることを前提に、『出エジプト記』20章にあるような、⁶神の絶対忠

⁵ ヤハウエは言った、「わたしは、エジプトにいるわたしの民の苦しみをたしかに見とどけた。彼らを追い立てる者の前で彼らが叫ぶ声を聞いた。まことにわたしは彼らの痛みを知った。わたしは降りて来た。エジプト人の手から彼らを救い出すため、そして彼らを導きのぼるため、この地から、よい広い土地へ、乳と蜜の流れる地へ、カナン人、ヘト人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、イエブス人の所へと。(後略)」。

⁶ 神は次のすべての言葉を告げて言った。「わたしはヤハウエ、あなたの神、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出したものである。①他の神々があなたの面前にあってはならない。②あなたは自分のために像を作ってはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にあるもののいかなる形も。あなたはそれにひれ伏しても、それらに仕えさせられてもならない。まことに、わたしヤハウエ、あなたの神は、熱愛する神である。わたしを憎むものには、父たちの罪を息子たち、三代目の者たち、四代目の者たちに報い、わたしを愛する者たち、わたしの命令を守るものたちには、いつくもの氏族に恵み

誠と偶像崇拜の禁止、殺人・姦淫・盗み・嘘の証言・他者の物を欲しがることの禁止など、共同体内で通用する信仰・平和に関する道德のごとき十戒（神の法）を神の命として共同体成員に守らせる契約を結ぶ、というものであった。これによって、(乳と蜜流れる土地に住むカナン人・ヘト人・アモリ人・ペリジ人・ヒビ人・イエブス人ら)他の民族・共同体を滅ぼして(聖絶して)でも利を獲得し得る正統性を有し、その利の獲得を実現化するための厳しい共同体規制を持つ、「聖なる利益共同体」が誕生することになる。

このように、社会契約的な利益共同体は、人と人との契約ではなく、神と人との契約に置き換えることによって聖なる利益共同体に生まれ変わることになる。本研究では、この聖なる利益共同体こそ国家の原型であると考えている。

3. 4. 聖なる利益共同体における人々のあり方

『士師記』9章「アビメレクを王としたシケムの有力者に訴えるヨタムの言葉」には、木々を例として、自らの野心で王となる者「茨」を非難し、そうならない者「オリーブ・いちじく・葡萄」のあるべき姿について述べている。⁷ここでの

を行うものである。③あなたはあなたの神ヤハウエの名を、むなしいことのために唱えてはならない。なぜならヤハウエは、ヤハウエの名を空しいことのために唱える者を罰さずにはおかないからである。④安息日を覚え、これを聖別しなさい。六日間あなたは働き、あなたのすべての仕事をしなさい。だが七日目は、あなたの神ヤハウエのための安息日であり、あなたはいかなる仕事もしてはならない。あなた、あなたの息子と娘も、あなたの男奴隷も女奴隷も、あなたの家畜も、あなたの門の中にいるあなたの寄留者も。なぜなら六日かけてヤハウエは、天と地、海、そしてそれらの中のすべてのものを作り、七日目には休息したからである。それゆえヤハウエは安息日を祝福し、それを聖別した。⑤あなたはあなたの父と母を重んじなさい。それは、あなたの神ヤハウエがあなたに与えようとしている大地で、あなたの日々が長くあるためである。⑥あなたは殺してはならない。⑦あなたは姦淫してはならない。⑧あなたは盗んではならない。⑨あなたはあなたの隣人に対し、嘘の証言をしてはならない。⑩あなたはあなたの隣人の家を欲しがってはならない。あなたの隣人の妻と彼の男奴隷と女奴隷と牛とろば、あなたの隣人のすべてのものをあなたは欲しがってはならない」。

⁷ シケムの有力者よ、私（ヨタム）の言うことを聞け。神が、あなたがた〔の言うことを〕聞き給うように。木々が、自ら出かけて行って、

王とは厳密には人の王＝人王のことで、この時はまだ神から認められていない存在であった。それ故、自らの野心で王となろうとする者とは、神に近づこうとする者に他ならず、それは神との契約を破壊する者と見なされた。一方、王となろうとしない者とは、油・食物・酒を作る、神から許された職業—いわば天職—に専従し、神と人とを「賞めたたえ」「喜ばせる」者のことであった。神との契約に基づく共同体の下では、人々は自らの自律性を抑制し、神から与えられた労働（天職）を以って、社会を支える者と位置づけられていたのである。

このように神と契約した人々の共同体は、他者依存的でありながら私利私欲には満ちてはいない。その欲の追求は、神から与えられた労働（天職）の専従によってなされる。ここには「民族」や「国家」の社会分業を発展させ、社会を豊かにする論理が見られる。

3. 5. 聖なる利益共同体の弱点

ただし、神を中心に据えた聖なる利益共同体＝国家にも弱点があった。それは神自身の問題からくる弱点であった。その弱点とは、「依存理論」で示された、『民数記』12章「ミリヤムとアロンの反逆」において、「ヤハウエは、ただモーセだ

自分たちの上に立つ王に、油を注ごうとした。彼らはオリーブの木に頼んだ、「私どもの王になって下さい」と。だがオリーブの木は、彼らに言った、「私によって、人々が神と人を賞め讃えるのに、私の油を棄て置いて木々に向かって葉を揺らすために、私が出かけて行くでしょうか」。そこで木々は、いちじくの木に頼んだ、「あなたが行って、私どもの王になって下さい」。いちじくの木は彼らに言った、「私の甘くて、良い実を棄て置いて、木々に向かって葉を揺らすために、私が出かけて行くでしょうか」。そこで木々は、葡萄の木に頼んだ、「あなたが行って、私どもの女王になって下さい」。葡萄の木は彼らに言った、「神と人とを喜ばせる、私の新しい葡萄酒を棄て置いて、木々に向かって葉を揺らすために私が出かけて行くでしょうか」。そこで木々は茨に頼んだ、「あなたが行って、私どもの王になって下さい」。茨は彼らに言った、「もしあなたがたが真実をもって油を注ぎ、私をあなたの王にするなら、あなたがたは来て、私の陰を避け所としなさい。もし、そうでなければ、この茨から火が出て、レバノンの杉を焼き尽くすだろう」。(略)。

けと語られたのだろうか。彼は私たちとも語られたのではないか」などと神の所在を疑ったごとく、神が人々にとって「言葉を持たない、従って誰かに代理されなければ発話できない存在」、つまり不可知の存在であることに起因するものであった。

だが、神の弱点はそれだけではなかった。それは、神のもたらす利が長らく達成されない時、また逆にそれが達成されて人々が満足を覚えた時、神に対する信心が著しく低下してしまうという、ある意味為す術のない事態によって生じる弱点であった。この背景には、都合のよい時だけ神を必要とする不信心な人の性質が想起される。前者の例としては、『民数記』11章にて、空腹に苦しみ肉を食べたいと人々に訴えられたモーセが神に対して強い不満を抱いたこと⁸などから窺え、

⁸民の内にはいた雑多な群衆が、あさましく空腹を訴えた。イスラエルの子らもまたしても泣いて言った、「一体誰が、私たちに肉を食べさせてくれるというのですか。私たちには、エジプトで私たちがただで食べていたあの魚も懐かしい。あのキュウリも、あのレモンも、あのニラも、あのタマネギも。今では、私たちの気力は干上がってしまった。私たちが見るものといえば、こんなマーン以外もない」。(略)モーセは、民がそれぞれ氏族ごとに泣いているのを聞いた。すなわち、誰もそれぞれ自分の天幕の入り口で。すると、ヤハウエの怒りが激しく燃え上がった。それは、モーセの目には困ったことに見えた。そこでモーセは、ヤハウエに言った、「あなたはなぜ、あなたの僕に対してこんな酷い仕打ちをされるのですか。私はなぜ、あなたの目に恵みを得られないのですか。この民のすべてを私の上に重荷として載せられるとは。この私が民のすべてを孕んだのでしょうか。またはこの私が彼らを生んだのでしょうか。(略)この民に与えるほどの肉を、私はどこで手に入れればよいのでしょうか。彼らは私に向かって泣き、「私たちの食べる肉を私たちにください」と言っているのです。この私一人で、この民のすべてを負うことなどできません。それは私には重すぎるのですから。あなたが私をこんな目に遭わせ続けられるのなら、むしろ私をひと思いに殺して下さい。もし、私があなたの目に恵みを得られるのなら、私はもう、惨めな目に遭いたくないのです」。(略)ヤハウエのもとから風が起こり、海の方角からうずらを運んで来て、宿営の上に落とした。宿営の周囲に。一方の側に一日の道のり、他方に一日の道のりもあり、地表から二アンマもあった。民は立ち上がって、その一昼夜を通じ、また翌日を通じてうずらを集めた。最も少ない者でも、十ホメルを集めた。彼らはそれらを自分ために宿営の周囲に広げておいた。しかし、肉が彼らの歯に間であって、まだ噛み切れてもいない内に、ヤハウエの怒りが民に対して燃え上がった。ヤハウエは民を非常に厳しい災いで撃った。このことから、その場所の名はキプロト・ハタアワ（貪欲の墓場）と呼ばれるようになった。なぜなら、

後者については、『申命記』8章にて、神の信仰を守るようモーセが語る中で、人々が「乳と蜜流れる地」に入った後、「食べて満足し、立派な家々を建ててそこに住み、あなたの牛や小家畜の群が増え、銀と金があなたに増し加わり、あなたのすべての所有物が豊かになる」と、その土地に導いてくれた神に対する恩を忘れ、「私の力と私の手の強さが、この富を築いたのだ」と思うようになると危惧されていること⁹から窺える。

このように人々の中で神の価値が低下することは、神の言葉である法・道徳が守られなくなること、ひいては神に正統性を与えられた聖なる利益共同体が瓦解することを意味する。それは深刻な問題であった。

空腹を訴えた者たちがそこに埋められたからである。
⁹ (略) あなたの神ヤハウエはあなたを良き地に導き入れるとき、それは平地にも山地にも川の流れがあり、泉や淵が流れ出ている土地で、小麦、大麦、葡萄、無花果、石榴が実り、オリーブ油と蜜のある土地であり、あなたはそこで何不自由なくパンを食べることができ、何も不足することはないし、その石は鉄を含み、その山からはあなたは銅を掘り出すことができる土地であるが、あなたは食べて満足し、あなたに与えた良き地のことで、あなたがあなたの神ヤハウエを讃えるようになるとき、あなたは心して、今日私があなたに命じるその戒めと定めと掟とを守らずあなたの神ヤハウエを忘れることのないようにしなければならぬ。あなたは食べて満足し、立派な家々を建ててそこに住み、あなたの牛や小家畜の群が増え、銀と金があなたに増し加わり、あなたのすべての所有物が豊かになって、あなたの心が傲り高ぶらないようにしなければならぬ。あなたはエジプトの地、奴隷の家からあなたを導き出したあなたの神ヤハウエを忘れないようにしなければならぬ。ヤハウエはあなたを毒蛇やさそりがいる、広大で恐ろしく、水のない乾き切った荒野を歩ませ、あなたのために堅い岩から水を出させ、荒野であなたの先祖も知らなかったマーンをあなたに食べさせた。あなたを苦しめ、あなたを試み、ついにはあなたに幸いが臨むためであった。またあなたは、あなたの心の中で「私の力と私の手の強さが、この富を築いたのだ」と考えるかもしれない。しかし、あなたはあなたとの神ヤハウエを思い起こさなければならぬ。あなたの神ヤハウエこそが、富を築くことのできる力をあなたに与えた方だからである。あなたの先祖に誓った契約を守って、今日のようにして下さるためであった。もし、あなたがあなたの神ヤハウエを忘れ、他の神々の後に従い、それに仕え、伏し拝むならば、今日私はあなたたちに証する。あなたたちは必ず滅び去る。ヤハウエがあなたたちの前から滅ぼし去った国民と同じように、あなたたちは滅び去る。あなたたちがあなたたちの神ヤハウエの声に聞き従わないからである。

3. 6. 王（人王）の必要性

この共同体の弱点を克服するために生みだされた方法の一つが王(人王)を神と人との間に立てることであった。この王とは、『サムエル記』上 8 章において、人々が「われわれを裁く王を与えよ」と訴え、神が「わたしが彼らの王であることを拒絶したのだ」と言わしめたごとく、¹⁰不可知な神に代わって、利を人々に約し、法・道徳に基づき正義を実践する者であった。王は神と異なり、人々の眼前で直ちに判断を下し、人々に様々なことを命じ、強制する力(権力)を持つ。その明確な権力の行使に人々は期待したのである。

ただし、この王も人の一人に過ぎない。その人である王が多数の人々の期待に応え、権力を持ち、国を支配するためには、『サムエル記』上 8 章にて神が批判的に「王の権能」について述べているように、¹¹支配組織たる官僚と軍隊の創出を

¹⁰ サムエルは年老いたとき、息子たちをイスラエルの裁きのつかさとした。(略)しかし、この息子たちは父の道を歩まず、利得を求め、賄賂を取って裁きを曲げた。そこでイスラエルの長老は皆集まり、ラマのサムエルのもとに来た。彼らはサムエルに言った、「ご覧下さい。あなたはすでに年を取られ、あなたの息子たちはあなたの道を歩んでおりません。ですから、今、すべての国々のように、われわれを裁く王を立ててください」。サムエルは、彼らが「われわれを裁く王を与えよ」と言った、その言葉が気に入らなかった。そこでサムエルはヤハウエに祈った。ヤハウエはサムエルに言った、「民がお前に言う通り、彼らの声を聞き入れよ。彼らはお前を拒絶したのではない。わたしが彼らの王であることを拒絶したのだ。わたしが彼らをエジプトから導き上った日から今日に至るまで、彼らのした事といえば、わたしを捨てて他の神々に仕えることだった。そのように、彼らはお前に対してもしているのだ。今は彼らの声を聞き入れよ。ただし彼らにはっきり警告し、彼らを治める王の権能について教えてやるがよい。

¹¹ サムエルは、王を要求する民に、ヤハウエの言葉を残らず語った。彼はこう言った、「あなたが治める王の権能はこうである。彼はあなたがたの息子を取り、自分のために戦車や馬に乗せ、自分の戦車の前に走らせる。彼らを千人隊の長、五十人隊の長として、自分の耕地を耕させ、刈り入れの労働に従事させ、武器や車の部品を造らせる。あなたがたの娘を取り、香料作り、料理女、パン焼き女にする。また、王はあなたがたの最良の畑、葡萄畑、オリーブ畑を取り上げ、自分の家来に与える。あなたがたの穀物と葡萄の十分の一を取り上げ、宦官や家来に与える。あなたがたの僕、仕え女、それに優秀な若者やろばを取り上げ、自分のために働かせる。彼はあなたがたの羊の群の十分の一をも取り上げる。こうして、あなたがたは彼の奴隷となる。そのときになって、あなたがたは、自分たちが選んだ王のゆえに泣き叫ぶで

要し、これらを維持するための徴税を行い、人々から労働力と生産物を搾取する必要があった。

そしてそれ故に、王という存在にも、共同体を崩壊に導きかねない弱点が予想されていた。その弱点とは、人の一人に過ぎない王が強大な力を持つ故に、いつしか驕り、人々を苦しめ(私利私欲を求め)、ついには共同体そのものを食いつぶしてしまうかもしれない、という人の心の弱さに起因する弱点であった。

そこで、王の暴政を食い止めるために、『申命記』17章に王の職責規定なるものが設けられていた。¹²この規定では、王が人々の代表かつ神の代理人として、神と神の法を守り、私利私欲のために人々から搾取し蓄財しないことが義務付けられ、その決まりを守らない王は神から見捨てられるとされていた。この規定がある限り、王は神と人々から監視され、両者から怒りを買わない(神からは天譴としての災害、人から

あろう。しかし、その日には、ヤハウエがあなたがたに答えて下さらない。」しかし民はサムエルの言うことを聞こうとしなかった。彼らはこう言った、「いいえ。どうしてもわれわれの上には王がいなければなりません。われわれもすべての国と同じようになり、王がわれわれを裁き、われわれの先頭に立って進み、われわれの戦いを戦ってくれるでしょう」。サムエルは民の言葉をすべて聞いて、それをヤハウエの耳に入れた。ヤハウエはサムエルに言った、「彼らの言うことを聞き、彼らのために王を立てなさい」。

¹² あなたが、あなたの神ヤハウエがあなたに与える地に入り、そこを受け継いで住むようになり、あなたが「私も自分の周囲にいるすべての国民と同じように、私の上に王を立てよう」と言うとき、あなたは必ずあなたの神ヤハウエが選ぶ者をあなたの上に立てて王としなければならない。あなたは、あなたの同胞の只中から、あなたの上に立てて王としなければならない。あなたの同胞でない異国人をあなたの上に立てることはできない。ただし彼は、自分のために軍馬を増やしてはならない。また軍馬を増やすために民をエジプトへ帰らせることがあってはならない。ヤハウエはあなたたちに、「あなたたちは二度とこの道を帰ってはならない」と告げたのである。また、自分のために金と銀を多く蓄えてはならない。そして、彼が王の位に就いたときには、自分のためにレビ人たる祭司の前でこの律法の写しを書物に書き記し、それを自分のそばに置き、彼が活着している限り、常にそれを読まなければならない。彼が彼の神ヤハウエを畏れることを学ぶためであり、そのすべて律法の言葉とこれらの掟を守り行うためである。その心が自分の同胞に対して高ぶり、王の位にある日の間、その戒めから右にも左にも逸れることがあってはならない。彼も彼の子らもイスラエルの只中であって、長くその王の位に留まるためである。

は革命等に繋がる暴動を受けない)ように注意深く権力を行使しなければならなくなる。

このように王が神と人々に監視され、常に権力の行使に伴う責任(政治責任)を問われる存在であることを踏まえると、神と人との関係のあり方について生じる、ある事態が想定される。それは、王が神に代わって失政の際の責任をとり、神がそれから免責されることになるという事態である。

神を政治責任から切り離すという、かかる共同体のあり方は、ある種の「聖俗分離」とも言い表されるべきものである。ここでいう「聖俗分離」とは、神の持つ共同体の統合という機能を守るために、現実の政治行為(権力行使)から神の影響力を排除するという意味であり、神と国家が無関係になるということではない。この「聖俗分離」は、聖なる利益共同体を守るための処方であった。

3. 7. キリストの役割

共同体の弱点を克服するもう一つの方法は、神と人々との契約を見直すことであった。神に対する不信は神が人にもたらす利の質にかかわっていた。生ける人にとって必要な衣食住や命にかかわる物質的な利の実現は、人々にその実現の可否が明確に伝わる故に、神に対する信心を常に動揺させた。よってこれを克服するために、神のもたらす利に、物質的な利だけでなく、死後や未来などの未知の世界で獲得される精神的な利(覚醒や悟り)、つまり、容易に実現できない永遠の目標としての利を設定することで、神に対する信心を確固たるものにする試みがなされた。これこそキリストが説いた「最後の審判」(『マタイによる福音書』24・25章など)であった。¹³神を信じる人々にとって日々の生活は、単に物質的な利を

¹³ まだ彼がオリーブ山上で座っていた時、弟子たちが彼らだけで彼のところへやって来て言った、「私たちだけでも教えて下さい、それらのことはいつ起こるのですか。また、あなたの来臨とこの世の終りの徴は、何なのですか」。そこでイエスは答えて彼らに言った、「誰もあな

求めるものではなく、この世の終末に神から選ばれるために、神の定めた法・道徳を守り、これに基づき正義を実践する場となった。永遠の目標としての精神的な利によって、人々は常に神に依存し、法・道徳を守る主体となる。つまり、契約を再定義し、神と人との結びつきを強化すること。これがキリストの企図したことであった。

また、彼の教えは、「隣人愛」（『ルカによる福音書』6章、『マタイによる福音書』5章）に代表されるように、信仰さえあれば、イスラエル人だけでなくあらゆる人々を神の子に

たたちをだますことがないように、警戒せよ。多くの者が私の名においてやって来て、「私こそキリストだ」と言い、多くの者を惑わすだろうからである。また、あなたたちはやがて戦争のことを聞き、戦争の噂を聞くであろう。心して動転するな。なぜなら、[これらのことは]起こらなければならない。しかしまだ終末が来たわけではない。すなわち、民族が民族に敵対して、王国が王国に敵対して、起こされるであろう。また、そこに飢饉があり、地震があるであろう。しかしこれらすべては、生みの苦しみの始まりである。そのとき、人々はあなたたちを患難に引き渡し、あなたたちを殺すであろう。また、あなたたちは、私の名ゆえに、すべての異邦人から憎まれ続けるであろう。そしてその時、多くの者が躓くであろう。またお互いに引き渡し合い、お互いに憎み合うであろう。そして多くの偽預言者が起こされ、多くの者を惑わすであろう。また、不法がはびこることにより、多くの人の愛が冷えきるであろう。しかし、最後まで耐え抜く者、その者こそ救われるであろう。そして王国のこの福音が、あらゆる異邦人に対する証となるために、全世界に宣べ伝えられるであろう。その後こそ終末は到来するであろう。さて、それらの日々の患難の後、すぐさま、太陽は陰って日を失い、月はその光を放たぬようになるであろう。そして星辰は天より落ちるであろう。そして天の諸力は揺り動かされるであろう。そしてそのとき、人の子の徴が天に現れるであろう。そしてそのとき、地上の諸族は胸を打って嘆くであろう。そして彼らは、人の子が力と多くの栄光を伴い、天の雲に乗って到来するのを見るであろう。そして、彼らは、大なるラッパと共に自分の御使いたちを遣わし、彼らは、彼らのために選ばれた者たちを天の果てから果てまで、四方から呼び集めるであろう。（略）アーメン、私はあなたたちに言う、これらすべてのことが起こるまでは、この世代は過ぎ行くことがない。天地は過ぎ行くであろう。しかし私の言葉は決して過ぎ行くことがない。しかし、かの日と時刻については、誰も知らない。天の御使いたちも、子も知らない。ただ父のみが知っておられる。すなわち、ちょうどノアの日々と同じように、人の子の来臨もなるであろう。つまり大洪水の前の日々に、人々は食らったり呑んだり、娶ったり嫁いだりしていた。そうしているうちにノアが箱舟に入った。しかし、大洪水がやって来てすべての者をさらってしまうまで、彼らは何一つ気がつかなかった。そのように、人の子の来臨もなるであろう。そのとき、二人の者が畑にいと、一人は取り去られ、一人は残される。二人の女が引き臼で粉を引いていると、一人は取り去られ、一人は残される。（略）。

加えようとするものであり、民族や国家の枠を越え、世界の人々を対象とした正義を説くものであった。故に、信仰を同じくできれば、あらゆるタイプの聖なる利益共同体に正統性を与える契機を有していた。そのことは、例えば、キリスト教がときには国内の様々な民族を統合し、ときには国と国とを一つにするような帝国を作る思想となったことから明らかである。これは、キリスト教の神の言葉たる法・道徳が、普遍的正義を説くものとして、信仰を共有し得るあらゆる人々、あらゆる国々の参照系となる力を有していたことを意味する。様々な民族の参画を可能にする神の登場は、聖なる利益共同体＝国家の下に多くの人々の意思を統合する力を与えた。

以上述べてきた方法一王制の創出と神と人との契約の更新一によって、神を中心に据えた聖なる利益共同体は、一段階前に進む。

「依存理論」においては、キリストは神に代わる霊として想定されているが、本研究では聖なる利益共同体における一方の契約主体という点において、神と霊は同質的存在と考える。霊の神と異なるところは、神がもたらす利益の重心を物質的なものから死後の精神的なものに移し、王のもたらす利との差別化を一層はかり、人々に神に対する忠誠を増かしめた点である。つまり、キリスト・霊とは「聖俗分離」の徹底による聖なる利益共同体の強化を可能とした、神の中の神ともいえる存在ということになる。

この霊＝更新した神のもたらす利によって、人々に求められた神への依存度は以前にも増して厳しいものとなった。『マタイによる福音書』5章によると、人々に「はい、はい」、「いいえ、いいえ」の判断のみを許し、自ら誓うことを一切行っ

てはならないとされたのである。¹⁴「依存理論」ではこれを人が他者依存的であることの証拠としているが、本研究では、聖なる利益共同体を維持するために求められた、究極の人のあるべき姿ととらえたい。

なお、「依存理論」において、キリスト・霊が時の経過とともに「賞味期限切れ」となるとしているが、本研究ではこの「霊の賞味期限切れ」は「神の賞味期限切れ」と同意と考える。ただこの「賞味期限切れ」という表現も、やや口語的な言葉である。これは「聖俗分離」が徹底されることによって、人々が神を忘却する現象をいうと思われる。故に「神の忘却」が問題となる時、常に神の問い直しや再定義が起こるのである。それは、王が「神の職責規定」を守らず、恣意的に人々を支配したと見なされ、その王の価値が様々な形で問い直される「革命」が意識される時でもあった。

4. 「日本」の古典における人・神・王

聖なる利益共同体の物語は、他の古典でもある程度当てはまる普遍性を有すると考えられる。ただ、『聖書』では人と神と王との関係が一つ一つ順を追って展開していく点で、共同体の形成過程がわかりやすいという特徴がある。他の文献では一瞬にして、あるいは順を変えて、この物語が作られる場合もあったであろう。ここでは、『日本書紀』〔小島他 1994、1998〕における人・神・王の関係について、『聖書』で検討したことを意識しながら、その特徴をまとめておこう。なお、

¹⁴ また、「あなたは偽りを誓うことはないであろう。そして、あなたは主に対してあなたの誓いを果たすであろう。」と古の人々に言われたことは、あなたたちも聞いたことがある。しかし、この私はあなたたちに言う、一切誓うな。天にかけても。神の御座だからである。地にかけても誓うな。神の御足の台座だからである。エルサレムにかけても誓うな。大いなる王の都だからである。あなたの頭にかけても誓ってはならない。あなたは一本の髪の毛すら白くも黒くもできないからである。あなたたちの言葉は「はい、はい」、「いいえ、いいえ」であれ。これ以上のものは悪から出るものである。

本研究にて殊更『日本書紀』を用いるのは、この書が中世に入り仏教世界観による変容を蒙りながらも、最も長く人々に読み継がれてきたテクストとして知られているからである。ただし断っておくが、『日本書紀』に類する他書を軽視するわけではない。これらとの比較については別の機会に筆をとることとする。

4. 1. 神・人の性質

『日本書紀』における神は無数にあり、唯一の絶対的な存在ではない。天地開闢に際して生成し、国土の基礎を為した国常立尊を初代とする神代七代に始まり、その末代の伊弉諾尊・伊弉冉尊によって生み出された様々な自然の働き(国・木・草・土・海・川・月・太陽など)を司る神々、さらにその神々が生み出した神々—太陽神・天照大神が弟の素戔嗚尊の剣から生み出した皇孫を含む—など、様々な神々が無数に存在している。また聖書のごとく一人の神が世界を無から作ったわけではなく、既にある世界の萌芽とともに神が生まれ、その生成過程において、国土の充実を維持する役割を果たしている。ところで、『日本書紀』では明確に神と異なるような人の誕生が描かれていない。人は神々の子孫であり、多くの神々が隠れた後、神の超能力を有さないあるいはそれを退化させた者として現れてくる。よって、神と人とは精神性格上近い存在として描かれている。例えば、伊弉諾や天照や素戔嗚が事ある毎に上位神の意思を占う場面があるが、これは神が他者(上位神)に依存する存在であることを示している。だが一方で、これも人の本質と同様であるが、伊弉諾・伊弉冉が夫婦として国生みのための交わりをしたり、月読尊が嘔吐物で饗応した保食神を殺害したり、素戔嗚が亡くなった母に会えず泣き喚き草木を枯らしたりする例があるように、神々が自らの意思で善悪の判断を行う存在であることも記されている(この判断は他者依存的な法や道徳に基づくものではな

い)。

4. 2. 天上の王

このような人のごとき性質を有する神が無数にいるからこそ、『日本書紀』では、最初の聖なる利益共同体の成立を、上位神の意思を体現する伊弉諾・伊弉冉に「天下の君」に命じられた中心神として天照を位置づけ、天照とそれ以外の神々「八十万神」とが互いに結び結んだ関係から描こうとするのである。

このことを示す物語が、天岩戸神話である。この物語は、天照が素戔鳴の乱暴に耐えかねて、天岩屋に籠り岩戸を閉ざし、天下を闇としたことから、困った八十万神が「天安河邊」において会合し、天照の関心をひくために賑やかに祭を開き、再び天照を連れ戻すというものである。ここでは、天照は世界に光をもたらす秩序や繁栄の象徴であり、八十万神はこの秩序や繁栄という利を天照から受け取るかわりに、天照を天下の君とすることに同意した者たちとして描かれている。¹⁵このように、『日本書紀』に見られる萌芽的な共同体のあり方は、不完全な形ではあるが、神々が、上位神によって天下の

¹⁵是後、素戔鳴尊之爲行也、甚無狀。何則天照大神、以天狹田・長田爲御田。時素戔鳴尊、春則重播種子、重播種子、此云璽枳磨枳。且毀其畔。毀、此云波那豆。秋則放天斑駒、使伏田中。復見天照大神當新嘗時、則陰放屎於新宮。又見天照大神、方織神衣、居齋服殿、則剥天斑駒、穿殿薨而投納。是時、天照大神驚動、以梭傷身。由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉。故六合之內常闇、而不知晝夜之相代。于時、八十萬神、會合於天安河邊、計其可禱之方。故思兼神、深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴。亦以手力雄神、立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡。一云、眞經津鏡。下枝懸青和幣。和幣、此云尼枳底。白和幣、相與致其祈禱焉。又狻女君遠天鈿女命、則手持茅纏之稍、立於天石窟戸之前、巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹爲鬢、以蘿。蘿、此云此軻礙。爲手纏、手纏、此云多須枳。而火處燒、覆槽置覆槽、此云于該。顯神明之憑談。顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨。是時、天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國、必爲長夜。云何天鈿女命噓樂如此者乎、乃以御手、細開磐戸窺之。時手力雄神、則奉承天照大神之手、引而奉出。於是、中臣神・忌部神、則界以端出之繩。繩、亦云、左繩端出。此云斯梨俱梅灘波。乃請曰、勿復還幸。然後、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戸、遂促微矣。至使拔髮、以贖其罪。亦曰、拔其手足之爪贖之。已而竟逐降焉。

君とされた中心神から秩序や繁栄という利を与えられるかわりに、改めてこの神を王として擁立するという、ある種両者の契約という形をとっていることが窺える。

4. 3. 地上の王

だが、『日本書紀』によると、天照の支配は天下においては「然彼地多有螢火光神、及蠅聲邪神。復有草木咸能言語」とあるように通用しなかったとある。これは『聖書』にてヤハウエがそうであったように、反対者に対する明確な強制力を持たない天上の神による支配に限界があることを、『日本書紀』でも認識されていたことを示している。そこで『日本書紀』では、この王の限界を克服すべく、天照の代理人として彼女の直系孫・皇孫たる天津彦彦火瓊瓊杵尊を天下に下す天孫降臨の物語が展開していくことになる。¹⁶

だが、瓊瓊杵は最初に降り立った九州の地にて何を為すこともなく死を迎える。そして天孫降臨から 179 万 2470 年余という気の遠くなるような時が流れた後、瓊瓊杵の曾孫たる神日本磐余彦尊が軍を率い、日本の中心たる大和国を目指す神武東征の物語が始まる。この東征において磐余彦は、天照の遣わした八咫鳥の力を借りるなど幾多の危機を脱し、ついには天から降り立った鵄の放つ光の力で宿敵・長髓彦を倒し、大和を統一する。そして、自ら築いた橿原宮にて初代天皇(神武天皇)に即位する。『日本書紀』における地上の王の誕生である。この王以後歴代を経て、地上の王の子孫はいつしか人の王となっていく。

神武は即位に際し、天照および皇孫と神々との契約を、その間に王を立てるという形で更新し、詔として宣布したこと

¹⁶天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女杼幡千千姬、生天津彦彦火瓊瓊杵尊。故皇祖高皇產靈尊、特鍾憐愛、以崇養焉。遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊、以爲葦原中國之主。然彼地多有螢火光神、及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。故高皇產靈尊、召集八十諸神、而問之曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神、勿隱所知。

が伝えられている。17ここに『日本書紀』における王の必要性が余すところなく示されている。この詔の内容を要約すると、①大人制（ひじりののり、法・道徳）を作る。②民に「利」をもたらし、その聖の造（わざ）を妨げられないようにする。③天神が国を授けてくれた「徳」に答え、皇孫の「正しきを養ひたまひし心」を民に伝える、となる。つまり、天皇が天照らの代理として、民に利をもたらし、その代わりに聖人の法（神の法）を守らせるというものであった。ここに至り、聖なる利益共同体を維持するために、人々に権利として利を与え、このかわり法の遵守を義務とする契約の仕組や、地上の王が天上の王に代わって政治責任を引き受ける共同体の形である「聖俗分離」の思想が明確に示されることになる。

4. 4. 神・王のもたらず利

天皇のもたらず利については、崇神天皇の事跡に、天皇が神々を祀り、反乱者を討ち、秩序を保つことで、「衆庶、業を楽しむ」という状態を生み出したとあり、さらに、海辺の民に船を与え、灌漑池を作り百姓を励ましたとある。18この「衆

17三月辛酉朔丁卯、下令曰、自我東征、於茲六年矣。賴以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清、餘妖尚梗、而中洲之地、無復風塵。誠宜恢廓皇都、規摹大壯。而今運屬屯蒙、民心朴素。巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時。苟有利民、何妨聖造。且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元元。上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心。然後、兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎。觀夫畝傍山畝傍山、此云宇禰摩夜摩。東南樞原地者、蓋國之塙區乎。可治之。是月、即命有司、經始帝宅。

18十二年春三月丁丑朔丁亥、詔、朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏。是以、陰陽謬錯、寒暑失序。疫病多起、百姓蒙災。然今解罪改過、敦禮神祇。亦垂教、而緩荒俗、舉兵以討不服。是以、官無廢事、下無逸民。教化流行、衆庶樂業。異俗重譯來。海外既歸化。宜當此時、更校人民、令知長幼之次第、及課役之先後焉。秋九月甲辰朔己丑、始校人民、更科調役。此謂男之弭調、女之手末調也。是以、天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成。家給人足、天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。(略)十七年秋七月丙午朔、詔曰、船者天下之要用也。今海邊之民、由無船以甚苦步運。其令諸國、俾造船舶。冬十月、始造船舶。(略)六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也。民所恃以生也。今河內狹山埴田水少。是以、其國百姓、怠於農事。其多開池溝、以寬民業。冬十月、造依網池。十一月、作苜坂池・反折池。一云、天皇居桑間宮、造是三池也。

庶、業を楽しむ」とは、聖なる利益共同体において人々が職業に専従するようになったことを表しており、ここから天皇が上位神に代わって、かかる社会分業の維持・発展をはかる者として位置づけられていたことが窺える。

さらに、天皇のもたらす利には、神々の意思として外国の富を略奪することが含まれていた。かの「新羅征伐」の物語がそれである。神々が仲哀天皇に反乱を起こした熊襲を討伐するより、西方の「財宝の国」新羅の富を奪った方が国内は収まると知らせる。天皇は神託を信じず、熊襲に敗北し、崩御する。¹⁹そこで、妻の神功皇后が自ら神託を乞い、神の正体が天照・事代主神・住吉神であることを知り、新羅攻めを決行する。そしてついに神威を得て戦に勝利し、人々に多くの利をもたらすことになる。²⁰この物語における神の役割は、『聖書』の神が「乳と蜜流れる地」をイスラエル人に約束したのと同じである(ただし、日本の神はその地に住む者の土地

¹⁹秋九月乙亥朔己卯、詔群臣以議討熊襲。時有神、託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服。是膏穴之空國也。豈足舉兵伐乎。愈茲國而有寶國、譬如處女之暎、有向津國。暎、此云麻用弭枳。眼炎之金・銀・彩色、多在其國。是謂栲衾新羅國焉。若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣。復熊襲爲服。其祭之、以天皇之御船、及穴門直踐立所獻之水田、名大田、是等物爲幣也。天皇聞神言、有疑之情。便登高岳、遙望之大海、曠遠而不見國。於是、天皇對神曰、朕周望之、有海無國。豈於大虛有國乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等、盡祭神祇。豈有遺神耶。時神亦託皇后曰、如天津水影、押伏而我所見國、何謂無國、以誹謗我言。其汝王之、如此言而、遂不信者、汝不得其國。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信、以強擊熊襲。不得勝而還之。九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽有痛身、而明日崩。時年五十二。即知、不用神言而早崩。一云、天皇親伐熊襲、中賊矢而崩也。

²⁰九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫樞日宮。時皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲、知所崇之神、欲求財寶國。是以、命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑。三月壬申朔、皇后選吉日、入齋宮、親爲神主。則命武內宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主、爲審神者。因以千繪高繪、置琴頭尾、而請曰、先日教天皇者誰神也。願欲知其名。逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉。亦問之、除是神復有神乎。答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也。問、亦有耶。答曰、於天事代於虛事代玉籤入彥嚴之事代主神有之也。問、亦有耶。答曰、有無之不知焉。於是、審神者曰、今不答而更後有言乎。則對曰、於日向國橋小門之水底所居、而水葉稚之出居神、名表筒男・中筒男・底筒男神之有也。問、亦有耶。答曰、有無之不知焉。遂不言且有神矣。時得神語、隨教而祭。(略)

を奪い、「聖絶」することまでは命じていない)。

さらに、欽明朝に入ると、仏が神に仲間入りし、神の人々にもたらす利に、精神的な救いが含まれ、その代わりに、人々に仏を敬うことと、仏の定めた道徳を守ることを求めるようになる。ここで、仏(神)と王との主要な役割分担が明確となり、共同体の契約の更新が図られ、『聖書』におけるキリスト教の役割で確認したような「聖俗分離」が強化される。推古朝の「聖徳太子」主導によるとされる仏教興隆の詔と憲法十七条の制定がそれを示していよう。この憲法十七条では、仏法を「万国の極宗」と位置づけ、また、人を仏の救済対象を示す「凡夫」とし、仏・法・僧の三宝を敬うよう説いている。

21

4. 5. 小括

以上の検討から、『日本書紀』においても『聖書』と同様に、聖なる利益共同体の源泉として神(『日本書紀』の場合、上位神の権威を付与された中心神)が措定され、この神とそれ以外の者たちとの間で一種の社会契約が見られ、その過程で、人々に利をもたらす天上の神と地上の王(神から人へ)との役割分担が明確化され一神は現世利益の他、特に仏が精神的救済を担い、王が侵略を伴う富の分配を行い社会分業の維持・発展に努めるなど一、神に政治責任を負わせないことで聖なる利益共同体を維持する「聖俗分離」の考え方が示されていたことが確認できた。

5. おわりに

本研究では、「依存理論」の検討を通して、国家の原型たる

²¹十二年(略)、夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親肇作憲法十七條。(略)、二曰、篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸、萬國之極宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶、何以直枉。(略)十曰、絶忿棄瞋、不怒人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可定。相共賢愚、如鑿无端。是以、彼人雖瞋、還恐我失。我獨雖得、從衆同舉。(略)

聖なる利益共同体を見出し、この仕組について議論することに終始した。よってその後の展開過程—聖なる利益共同体における王が選挙による人々代表に代わる過程、つまり「近代化」の課程—については論及できなかった。それは別の機会に譲りたい。ここでは、聖なる利益共同体の性格が近現代の民主主義国家においても見られることを述べておこう。まず、民主主義の基礎とされる人権概念については、『独立宣言』に「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる」〔高木他 1954〕とある通り、当初は、神から与えられた利の一つとして（当然、神に対する義務を伴うものとして）位置づけられていたことを指摘しておきたい。

そして、民主主義の基礎となる、人々の形成する一般意思についても神とのかかわりが指摘されている。ルソーによると、法とは、一般意思の具現化したものと位置づけられているが、その法をもたらした「立法者」については、「人間のあらゆる熱情を理解」する「知性の人」であり、人の「幸福」を知り、未来の「栄光」を見据えることのできる「神々」のような存在を想定している。さらに、彼らは「施政者でも主権者でもなく、国家を組織」し、「国家の構成のなかには位置」を占めず、「人間の支配と何の関係」もなく、人間を「法の制定前において、法の力によってなるべき姿」とするため、「暴力をふるわないでも世論を導きうる、説得しないでも同意させうる」神の權威に頼り、「彼の使命を証明する真の奇跡」で人々に神の啓示を信じさせる者であるという。具体的な人物像としてはモーセやマホメットなど「あらゆる時代」の「国家の始祖たち」がそれに該当する〔J. J. ルソー 1954〕。²²

²² 「諸国民に適した最上の社会規則を発見するためには、すぐれた知

性の人を必要とするであろう。それは、人間のあらゆる熱情を理解しながら、そのいずれにも動かされず、われわれの本性になんのかかわりもないのに、これを根底から知りつくし、自分の幸福はわれわれと関係はないのに、しかもわれわれの幸福をよく配慮し、最後に、時の進み行くにつれて、はるかなる栄光にそなえつつ、ある時代には苦勞をつみ、次の時代にはその成果を享受しうる人でなければならない。

人間に法を与えるのは、神々でなければならないだろう。(略) 立法者はあらゆる点で国家の非凡な人間である。立法者が才能によって非凡であるべきならば、職責によってもやはり非凡でなければならない。立法者は、施政者でも主権者でもなく、その職責は国家を組織することであり、国家の構成のなかには位置をしめない。それは特別な高級な機能で、人間の支配と何の関係もない。人間を支配するものは法を支配すべきでないとするれば、法を支配するものもまた人間を支配すべきではないからである。さもなければ、法は彼の熱情を遂行するものとして、彼の不正を永続させるのみであろうし、彼の個人的見解がその制定した法の精神を損なうのを避けるわけにはいかないだろう。

(略) 人間は法の制定前において、法の力によってなるべき姿になっていなければならない。したがって、このように、立法者は力を使うことも、理屈を使うこともできないため、必然的に別の種類の權威、すなわち暴力をふるわないでも世論を導きうる、説得しないでも同意させうる權威に頼ることになる。(略) こういう事情からして、あらゆる時代に国家の始祖たちは、天のたすけを頼り、彼ら自身の知恵をもって神々の栄光をたたえざるをえなかった。それは、人民が自然の法と同じように国家の法にも従い、人間の創造にも都市国家の設立にも同じ力がはたらくのを認めながら、自由意志から服従し、公共の福祉という首枷をすなおにつけるようにするためである。この崇高な理性は世俗的人間の理解能力を越えたものである。立法者は、人間的な思慮分別では心を動かすことのできない人々を、神の權威をもって導くために、神々の口をかりてこの理性の決定を伝えるのである。しかし

この「立法者」の概念を踏まえれば、近代法を備えた東アジア初の自主憲法たる大日本帝国憲法が、「皇祖皇宗の遺訓」であるというフィクションに基づき、明治天皇によって発布されたこと〔小路田 2006〕²³が自ずと理解されよう。このフィクションは、日本の「伝統」に基づき作られたものであるが、原理的には、憲法を日本固有の法として示すために、「立法者」を「神々」に見立てる必要があつて生み出されたと考

神に語らせたり、あるいは自分が神々の意を伝えると自称するとき、それを信じさせることは、あらゆる人間にできることではない。立法者の偉大な魂は、彼の使命を証明する真の奇跡である。(略)いまなお存続しているユダヤ法、十世紀この方、世界のなかばを支配するイスマイルの法(マホメット)の法は、これらの法を制定した偉人を今日なお物語っている。高慢な哲学や盲目的な党派心からすれば、二人の偉人に手ぎわよい山師しか認められないが、真の政治家は、両者の制度のなかに、永続的の大事業を支配するこの偉大で強力な天才をたたえるのである。

²³大日本帝国憲法告文(明治 22 年(1889) 2 月 11 日発布)「皇朕レ謹ミ畏ミ、/皇祖/皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク、皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ宝祚ヲ承継シ、旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ、人文ノ發達ニ随ヒ、宜ク/皇祖/皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、条章ヲ昭示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ、外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ、永遠ニ遵行セシメ、益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ。茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆/皇祖/皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ、紹述スルニ外ナラス。而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ、举行スルコトヲ得ルハ、洵ニ/皇祖/皇宗及我カ/皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ。皇朕レ仰テ/皇祖/皇宗及/皇考ノ神祐ヲ禱リ、併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ。庶幾クハ/神靈此レヲ鑒ミタマヘ」

えるべきであろう。

このように近代国家においても、聖なる利益共同体の本質は失われていない。それは現代も同様なのではないか。今、国家に神(神々)の存在が感じられないのは、「聖俗分離」の徹底から生じた「忘却」の結果に過ぎないのではないか。共同体の「危機」に際して、神は建国の神話や歴史が再構成されるなかで、形を変えて意識され、共同体の契約を更新する契機をもたらすのではないか。

参考文献

- 旧約聖書翻訳委員会(編),『旧約聖書』Ⅰ律法、岩波書店、2004。
- 旧約聖書翻訳委員会(編),『旧約聖書』Ⅱ歴史書、岩波書店、2004。
- 小路田泰直,『国家の語り方』勁草書房、2006。
- 小路田泰直,「人における歴史の意味」『日本史の方法』Ⅵ、2007。
- 小路田泰直,「人・社会・神の誕生についての仮説」『日本史の方法』Ⅵ、2007。
- 小路田泰直,「『無主・無縁』と『有主・有縁』弁証法」
- 永井隆之・片岡耕平・渡邊俊(編),『検証 網野善彦の歴史学』岩田書院、2009。
- 小路田泰直,「神と心の歴史—日本史試論(上)—」『人文学の正午』2号、2011。
- 小島憲之・西宮一民・毛利正守・直木孝次郎(編),『日本書紀』1巻、小学館、1994。
- 小島憲之・西宮一民・毛利正守・直木孝次郎(編),『日本書紀』3巻、小学館、1998。
- 坂本多加雄,『象徴天皇制度と日本の来歴』都市出版、1995。
- J. J. ルソー(著)、桑原武夫・前川貞一郎(訳)『社会契約論』

岩波書店、1954。

新約聖書翻訳委員会(編),『新約聖書』岩波書店、2004。

高木八尺・末延三次・宮沢俊義(編),『人権宣言集』岩波書店、
1954。

B. アンダーソン(著)、白石さや・白石隆(訳),『増補 想像の
共同体—ナショナリズムの起源と流行—』NTT 出版、
1997。